

令和 2 年度事業計画

1. 総 務 部

- ① 会員の品位保持及び会員の指導並びに連絡に関する事項
イ. 倫理規程施行に向けた研究をし、職業人としての社会意識を高め、土地家屋調査士の地位向上を図る研修を企画します。
ロ. 会の諸規則、諸規程等の検討・整備を行います。
- ② 非調査士排除対策委員会と連携して、非調査士及び有資格協力者等の情報や報告を調査し、法令違反行為への対応を行います。
- ③ 各支部が会則に基づく活動ができるように支援をします。
- ④ 政治連盟と協力して制度対策を行い、活動の成果、必要性、重要性を会員に伝達します。
- ⑤ その他、各部の所掌に属さない列記以外の業務を行います。

2. 財 務 部

単年度業務

- ① 事務局に対し経理事務に関する適正な処理について指導監督を行います。
- ② 情報公開による公益民間法人会計のあり方について研究します。
- ③ 親睦事業
イ. 日調連ゴルフ大会に協力します。（前夜祭 10 月 4 日 於ホテルグランヴィア京都、ゴルフ大会 10 月 5 日 於城陽カントリー倶楽部）
ロ. 各支部の親睦事業に協力します。
- ④ 調査士会同好会の活動を支援します。
- ⑤ 奈良県専門士業連絡協議会に参加します。

中期・長期的業務

- ⑥ 会館修繕積立金、財政調整積立金などの積立につき、必要な額を積み立てていきます。
- ⑦ 国民年金基金の研究と加入促進に努めます。

3. 業 務 部

- ① 「調査士報告方式」実施に対応し、オンライン申請について会員へのサポート等を行い、研修を企画します。
- ② 筆界特定申請業務について、会員の実務対応の向上を図ります。
- ③ 関係法令・通達等を整理し、ホームページ等にて迅速かつ確実に配信します。
- ④ 表示登記実務研究会を奈良地方法務局と共催し、実務上の諸問題の解決に取り組みます。
- ⑤ 近畿ブロック業務部会に参加し、各会と情報を共有することで、業務改善に取り組みます。
- ⑥ 境界に関する地域の慣習の研究及び資料として、奈良県下に保管されている古図の調査、収集を行い、土地法制についての研修を企画します（社会事業部協働）。
- ⑦ 会員の測量技術向上のため、最新の測量技術を研究し、研修を企画します。
- ⑧ 「調査士カルテM a p」について連合会等からの情報を提供します。

4. 広 報 部

- ① 会報「なら」を年2回（概ね8月、1月）発行します。執行部だより（不定期）を発行し、さらなる内部広報の充実に努めます。
- ② 今後の对外広報について研究します。
- ③ 官公署に対し、土地家屋調査士業務と他業種とを明確に分離して発注していただくよう、広報宣伝、陳情要請します（社会事業部協働）。
- ④ ホームページの充実を図ります。
- ⑤ カレンダーを会員1名につき1部配布します。
- ⑥ 全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催します。
- ⑦ 法務局その他、行政機関による相談会事業等に積極的に参加します。
- ⑧ 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業に参画します。

中期・長期的業務

- ⑨ 相談会事業の広報活動を研究します。
- ⑩ メディア等を使用した効率的な对外広報の研究を行います。

5. 社 会 事 業 部

- ① 17市町と公共基準点使用包括承認手続きを行います。
- ② 法第14条第1項地図作成作業は土地家屋調査士業務の基礎であり、専管業務であるとの認識の下、今後も土地家屋調査士に発注していただくよう、努力します。
- ③ 境界に関する地域の慣習の研究及び資料の収集として、奈良県下に保管されている古図の調査、収集を行います（業務部協働）。
- ④ 土地法制についての研修を企画します（業務部協働）。
- ⑤ ADRと筆界特定制度についての研修を企画します（境界問題相談センター奈良協働）。
- ⑥ 官公署に対し、土地家屋調査士業務と他業種とを明確に分離して発注していただくよう、広報宣伝、陳情要請します（広報部協働）。
- ⑦ 「境界問題相談センター奈良」の活動を支援します。
- ⑧ 公嘱協会に対し必要に応じ助言協力を行います。
- ⑨ 社会貢献の一環として、奈良県と災害協定の締結を目指します。
- ⑩ 「所有者不明土地問題」と「空家問題」の解決に向け、関係機関・団体に協力します。また、県下市町村の空家等対策協議会の構成員である会員に対し、必用に応じ助言協力を行います。

6. 研 修 部

- ① 研修計画に基づき、各部・各委員会が企画する研修を実施し、また、各支部が実施する研修に協力します。
- ② 昨年度同様に「研修の日」を年間2回設定し、7月下旬と11月下旬の水曜日に研修を行います。研修会への参加意識を高めることを目的とした試みです。
今年度は7/29（会場：奈良県産業会館）と11/25（会場：奈良商工会議所会館〈予定〉）で行います。
- ③ 年次研修（必須研修）開催に向け引き続き準備致します。
- ④ 各種研修会の受講管理について、連合会のCPD（専門職能継続学習）制度に対応し、CPDポイントの管理を行います。

- ⑤ 研修ライブラリーを作成・管理・運用します。
- ⑥ 近畿ブロック研修部会に参加し、各会と協力して研修会を実施します。また、各会と研修について情報を共有し、本会の研修実施に役立てます。
- ⑦ 日本土地家屋調査士会連合会から動画配信されているeラーニングによる研修受講の促進を行います。

7. 境界問題相談センター奈良

- ① センターの業務・運営に関する事項
 - イ. 電話問合せへの対応、事前相談（第2、第4水曜日）、相談、調停を実施します。
 - ロ. 弁護士・調査士運営委員による運営委員会（隔月）を開催します。
 - ハ. 相談員、調停員を整備します。
 - ニ. ADR法第5条の認証取得に向け申請を行います。
 - ホ. 個人情報保護の強化のため、事務の取り扱い手続を構築します。
 - ヘ. 今後のセンター運営の在り方について研究します。
- ② センターの研修に関する事項
 - イ. ADRに関連した研修を企画します（社会事業部協働）。
 - ロ. 研修部が実施する会員研修会への協力をします。
- ③ 他団体との情報交換に関する事項
 - イ. 筆界特定室と意見交換を行い、合同相談会を実施します。
- ④ 広報活動に関する事項
 - イ. センター事業の対外広報について研究します。

8. 非調査士排除対策委員会

- ① 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による、法務局からの調査士法違反に関する調査囑託により調査を実施します。
- ② 関連各部と連携して非調査士及び有資格協力者等の情報や報告を収集し、調査及び事実の確認を行います。
- ③ 上記②の報告を受け、重大事案であると判断した場合は、顧問弁護士と協議の上、対応について検討します。